

4月から公共施設使用料などが変わります

公共施設使用料のうち、新宮町社会体育施設および新宮町立学校施設の施設使用料が、4月1日（水）から変わります。また、施設使用料の改定にあわせ

て、新宮町社会体育施設、新宮町立学校施設、そびあしんぐうおよびシーオーレ新宮の減免制度なども変わります。主な改正点は次のとおりです。詳細は、町ホームページをご覧ください。

【減免制度の見直し】

利用区分（※）	施設使用料（改定前の負担割合）		施設使用料（改定後の負担割合）	
	使用料	光熱費（照明）	使用料	光熱費（照明）
体育協会、文化協会（一般）	0%	100%	50%	100%
体育協会（シニア）	0%	100%	30%	100%
体育協会（ジュニア）	0%	0%	30%	100%
文化協会（ジュニア、シニア）	0%	100%	30%	100%
一般定期団体	50%	100%	100%	100%
一般定期団体（ジュニア・シニア）	50%	100%	50%	100%

○施設使用料は、使用料と光熱費（照明）の合算に、消費税などを加算した額です。

○減免区分の詳細は、町ホームページをご覧ください。

※ジュニア団体は、使用者の5分の4以上が中学生以下の団体をいいます。シニア団体は、使用者の5分の4以上が60歳以上の団体をいいます。

【利用制限】

○杜の宮グラウンドおよび新宮ふれあいの丘公園多目的グラウンドは、毎月第2土曜日を一般開放とします。

○ジュニア団体の利用は、午後9時までです。

【問い合わせ先】

○シーオーレ新宮の利用に関すること

シーオーレ新宮子育て支援課

☎963-2995（直）

○新宮町社会体育施設、新宮町立学校施設、そびあしんぐうの利用に関すること

そびあしんぐう社会教育課

☎962-5111（直）

しんぐるっとだより

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課 ☎710-8286

町社会福祉協議会 ☎963-0921

しんぐるっと

2月5日にシーオーレ新宮視聴覚室で「しんぐるっと定例会」を開催しました。18回目の開催となった今回の定例会では、前回決定したテーマ（課題）に沿って解決に向けて話し合いを深めていきました。

「しんぐるっと」とは・・・

地域のみなさんや、ボランティア団体、医療介護福祉関係団体、町内の事業所などの人が一緒になって支え合いのまちづくりを検討する場

しんぐるっと支え合いのまちづくりフォーラム

講演やパネルディスカッションをとおして地域の活動について情報交換するフォーラムを開催します。みなさんの参加をお待ちしています。



日時 3月14日（土）午前10時～

場所 シーオーレ新宮1階 多目的ホール

マタニティスクール

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995（直）

これからママになる人同士で、安心して赤ちゃんを迎えるための準備をしませんか。助産師による話やママ同士の情報交換、おっぱいのケアの方法など、マタニティライフの過ごし方を学ぶ教室です。参加は無料ですが、申し込みが必要です。

日時 4月14日（火）午前10時～11時30分

場所 シーオーレ新宮

対象 町内に住む妊婦

※子どもの見守りスタッフがいるため、子ども連れで参加できます。

必要なもの 母子健康手帳

申込方法 窓口、電話

申込締切日 4月10日（金）

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課



妊娠中の過ごし方、お産の経過、パパの育児の関わり、母乳の基礎知識、赤ちゃん人形を使った抱っこの仕方などを学びましょう♪

軽自動車、バイクなどの

廃車・譲渡手続きはお早めに

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731（直）

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録している所有者に課せられます。手続きが遅れると、車両を所有していなくても税金が発生することがあります。

譲渡、解体、盗難などで軽自動車・バイクなどをすでに所有していない場合や、所有者が死亡している場合は早めに手続きをしてください。

車種や手続き内容により、手続き場所や必要なのが異なります。詳しくは問い合わせください。

車 種	手続き・問い合わせ先
○原動機付自転車（125cc以下） ○小型特殊自動車	役場税務課 ☎963-1731（直）
軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750
軽二輪・二輪小型自動車（125ccを超え るバイク）	全国軽自動車協会連合会 福岡県事務所 ☎641-0431

国道495号「新宮町役場入口」交差点の歩行者用信号が変わりました

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735（直）

国道495号（旧3号）の渋滞解消のため、「新宮町役場入口」交差点の信号機の方式が変わりました。これまではボタン操作をしなくても歩行者用信号

が変わっていましたが、押しボタンを押さないと信号が変わらなくなりました。自動では変わらないため、注意してください。



3月29日(日)と4月5日(日)に休日開庁します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

例年、3月から4月にかけては、引っ越しに伴う手続きで平日の窓口が混み合います。そこで、3月29日と4月5日の日曜日に臨時で住所変更などの窓口業務の一部を行います。

開庁時間 午前10時～午後2時

※他市区町村に確認が必要な場合など、当日に受け付けできないことがあります。あらかじめ、ご了承ください。

水道の手続きは当日の受け付けができません。事前に窓口、FAX(941-2682)、町ホームページにて手続きを行ってください。

問い合わせ先 役場上下水道課
☎963-1736(直)

窓 口	取扱業務
住民課 ☎963-1733(直)	転出入・転居届とそれに伴う各種証明発行、国民健康保険証・医療証の手続き
子育て支援課 ☎963-2995(直) ※役場に臨時開設	児童手当の手続き
学校教育課 ☎963-1739(直)	町立小・中学校の転出入の手続き、住所等変更手続き(転居を含む)
環境課 ☎963-1732(直)	ごみの出し方の説明

新宮町功勞表彰

1月11日に開催した賀詞交歓会で、新宮町表彰規程に基づき表彰を行いました。永年にわたり町政のさまざまな分野に貢献された人を功勞表彰・町民表彰するものです。

今回は、功勞表彰として3人が受賞されました。



▲高橋信一さん



▲西川平吾さん



▲森隆昭さん

氏 名	主な功績
高橋信一さん(夜臼1)	○新宮町保護司(平成10年から20年間)
西川平吾さん(花立花)	○新宮町人権擁護委員(平成18年から12年間)
森隆昭さん(上府)	○行政区長(平成10年度、平成17年度) ○選挙管理委員会委員(平成19年から12年間) ○民生委員(平成28年から3年間)

町営渡船無料乗船券、福祉タクシー利用券の交付

問い合わせ先 役場健康福祉課（障がい者担当）☎962-0239（直） 町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当）☎710-8286（直）

令和2年度分町営渡船無料乗船券、福祉タクシー利用券の交付申請を受け付けます。

なお、令和元（平成31）年度分の無料乗船券、福祉タクシー利用券の有効期限は令和2年3月31日（火）です。

【無料乗船券対象】

町内に住民票を有し、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の交付を受けている人
- 療育手帳の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 特定疾患医療受給者証の交付を受けている人
- 満70歳以上の人

【福祉タクシー利用券対象】

町内に住民票を有し、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている人
- 療育手帳「A」の交付を受けている人

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 特定疾患医療受給者証の交付を受けている人

【必要なもの】

対象となる手帳や受給者証、認め印

※無料乗船券を希望する満70歳以上の方は、認め印のみ

※福祉タクシー利用券は、申請月から年度末月までの月数に応じて発行します。早めの申請をおすすめします。

受付開始日 3月25日（水）

受付場所 役場健康福祉課

【相島に住む人の申請】

受付日時 3月19日（木）午前10時～午後1時

受付場所 相島さずな館

※福祉タクシー利用券の受け取りを希望する人は、事前に電話で申し込みください。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

偽の消費生活センターを案内する新手の手口に注意！

【架空請求の手口】

- ①携帯電話に「利用料金が未納」「本日中にご連絡ください」などのメッセージが届く。
- ②記載された電話番号にかけると架空請求業者につながり、高額な支払いを求められる。「心当たりがない。消費生活センターに相談する」と言うと「その窓口は、この時間は相談を受け付けていない」と言い返される。
- ③「この時間でも相談できる消費生活センターがある」と言われ、電話番号を案内される。
- ④案内された番号に電話をかけると偽の消費生活センターにつながる。「料金を支払う必要がある」と嘘のアドバイスを受け、信じて料金を支払ってしまう。

アドバイス

- ①携帯電話のSMSやメール、ハガキに連絡を求める記載があっても、安易に連絡してはいけません。
 - ②困ったときは局番なしの「188（いやや!）」に電話し、正しいアドバイスを受けましょう。
- ※「188」は、最寄りの消費生活センターなどを案内する全国共通ダイヤルです。

マイナンバーカード 受け取りのための臨時開庁

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733 (直)

平日の日中役場に来ることが難しいみなさん、マイナンバーカードの受け取りに臨時開庁をご利用ください。受け取りは予約制です。電話予約し、来庁してください。



【臨時開庁日時】

- 3月8日(日)午前9時～11時30分
- 3月29日(日)午前10時～午後1時30分
- 4月5日(日)午前10時～午後1時30分

相島での町営渡船無料乗船券などの交付時に マイナンバーカードの申請受け付けを行います

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733 (直)

日時 3月19日(木)午前10時～午後1時

場所 相島さずな館

必要なもの

- 通知カード
- 住民基本台帳カード(持っている人)
- 運転免許証、身体障害者手帳など(お持ちでない場合は、保険証と通帳の2点)

※上記のものがあれば、より簡単にマイナンバーカードを作ることができます。



「親子でえいごっこあそび」参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111 (直)

家庭教育支援事業カンガルー講座「親子でえいごっこあそび」を行います。絵本やおもちゃ、歌を通じて英語にふれてみましょう。

日時 3月14日(土)午前10時～11時30分

場所 そびあしんぐう 多目的ホール

対象 町内に住む未就園児とその保護者

定員 20組(先着順)

申込方法 窓口、電話

申込開始日 2月28日(金)

申込先 そびあしんぐう社会教育課

マイナポイント事業が実施されます

問い合わせ先 役場政策経営課 ☎962-0230 (直)

◎マイナポイント事業とは？

令和2年度に国が実施する事業で、マイナンバーカードを活用した消費活性化策のことです。

制度の詳細は、今月号の折込チラシをご覧ください。

◎マイナポイントとは？

マイナンバーカードを取得し、マイキーID(マイナポイントをもらうために必要なID)を設定の上、一定額をキャッシュレス決済サービスを利用して前払い等した人に対して付与されるポイントのことです。

マイナポイントは次の要件を満たした人に対して25%の割合で付与されます。一人当たりの上限は5,000ポイントです。

- ①マイナンバーカードを取得する。
- ②8月31日(月)まで(予定)にマイナポイントを予約(マイキーIDを設定)する。
- ③7月1日(水)以降にマイナポイント申し込みページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択する。
- ④9月1日(火)から令和3年3月31日(水)までにキャッシュレス決済サービスの利用(チャージまたは購入)を行う。

問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

【マイナンバーカードの申請はお早めに！】

上記のとおり、マイナポイントの予約期限は8月31日(月)の予定となっています。予約期限が近付くと、マイナンバーカードの交付申請が混み合う可能性があります。通常は申請後1～2か月程度での受け取りとなりますが、より時間がかかる可能性があります。マイナポイントの利用を検討している人は、早めにマイナンバーカードを申請してください。